

令和6年12月定例会

教育民生委員会会議録

12月20日（金）

防府市議会

令和6年第5回教育民生委員会会議録

○日 時 令和6年12月20日（金） 午前10時

○場 所 議会棟3階 第3委員会室

○付議事件（なし）

○その他 付託案件以外の質問
閉会中の継続調査について

○出席委員（9名）

教育民生委員長	久 保 潤 爾
教育民生副委員長	生 野 美 輪
教育民生委員	上 田 和 夫
〃	河 杉 憲 二
〃	田 中 健 次
〃	原 田 典 子
〃	藤 村 こずえ
〃	藤 本 真 未
〃	和 田 敏 明

○欠席委員（0名）

なし

○委員外議員（0名）

なし

○説明のため出席した者（4名）

教育長	江 山 稔
教育部長	高 橋 光 男
教育部次長	岡 田 元 子
生涯学習課長	足 立 衛

○出席書記 白 瀧 ナ ミ

午前 10 時 00 分 開会

○久保委員長 おはようございます。

ただいまから教育民生委員会を開催いたします。

本日、欠席の届出がありました委員はございません。

付託案件以外の質問

○久保委員長 さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました案件はございませんが、付託案件以外の質問通告書が、田中健次委員から提出されておりますので、質問をしていただきます。

なお、発言は挙手の上、お願いいたします。

それでは、田中健次委員、質問をお願いいたします。どうぞ。

○田中（健）委員 公民館のバリアフリーについてということで、Side Books のほうに通告書を入れていただいておりますが。

選挙前にいろいろと市民の方と面談してお話しするときに、新しくできた公民館でも廊下部分に手すりがないと。それで、実際に現地、向島と小野公民館が新しくできたという形ですが、それで廊下部分に手すりが今ありません。階段にはあるし、それからトイレだとか、そういうちょっと手すりがあったほうがいいところにはあるんですが。やっぱり高齢の方でちょっと歩くのに多少不自由がある方は、手すりが欲しいというようなことでなっております。

それで、既にできたものは別にして、これからできる、当面、牟礼公民館についてどうなるのかということをまずお聞きしたいということが一つ。

それから、高齢者や障害者の利便性というか、そういうのを考えて、廊下部分にも手すりを設置することを標準モデルとするべきではないのかというふうに考えました。

それで、手元に紙で印刷してありますのが、山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアルで、これ平成 22 年 3 月に改定されて、県のホームページに出ている分です。もう 10 年以上前の形です。

これは、3 段階の基準があって、1 ページ目に構造等基準というふうに書いてあります。これが、条例と規則によってこれをしなさいというものです。

裏側が、設計標準というふうにあります。これは、手すりについて、廊下等に手すりを設けますということで、あと手すりは統一した高さだとか、壁との距離をこれぐらいだとか、そういったことが手すりについて書いてあります。

3 ページ目に当たる、下にページが出ている 5 4 というのは、望ましい配慮で、それよりもさらに厳しいというのか、配慮されたいという形で、さっきの設計標準は手すりを設けますとしか書いていないんですが、望ましい配慮は、今度は廊下の両側に手すりを設けますと。それから、二段手すり、最近そういうのがあるのを見られたこともあると思うんですが、二段手すりも併設しますということです。

それで、ちょっと私資料をつけ忘れたんですけども、県のマニュアルの整備基準についての考え方で、一番最初の構造等基準は、まちづくり条例施行規則で規定されている構造的基準を整理していますということです。

2 ページ目の設計標準というのは、構造基準の内容は、公共的施設の整備促進を図る上での基本的な整備水準を規定したものであり、施設を円滑に利用するための不可欠なものです。しかしながら、これだけでは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、けがをしている人などへの配慮としては、決して十分であるとは言えません。さらに、ユニバーサルデザインの観点から標準的に整備すべきと考えられる整備水準について、設計標準として整理していますと。これが、裏側にある手すりを設けますというものです。

望ましい配慮というのについての説明は、構造的基準や設計標準を超える、より望ましい整備標準や利用者等からのヒアリングにより得られた知見、意見を望ましい配慮として整理していますと。こういうふうに書いてあるわけです。

だから、法的には廊下に手すりがなくてもこの条例に違反するということではないですが、公民館ということになると、高齢者の方、それから障害者の方、妊産婦の方、そういった方々が利用することが多々考えられますので、やはり手すりを必要な範囲においてする。これを標準モデルにやはりすべきでないかと。

上田議員の一般質問のときに、今度できる牟礼公民館を標準モデルとしたいというような市長の答弁があったので、手すりがないのが標準モデルになったらちょっと困るなと思ひまして、今回質問したわけです。よろしく御答弁ください。

○久保委員長 ありがとうございます。

田中健次委員の今の質問に対する執行部の御答弁をお願いいたします。

○足立生涯学習課長 田中健次委員の公民館のバリアフリーについての御質問にお答えします。

公民館を様々な方々に安心して御利用いただきたいという思いは、委員と一緒にございます。公民館の整備に当たっては、高齢者や障害者等も円滑に御利用いただけるよう、山口県福祉のまちづくり条例等の関係法令に基づき、公民館のバリアフリーの整備を進めております。

1 点目の牟礼公民館における廊下部分の手すりの設置状況についてです。

建設中の牟礼公民館は、地元からの御意見も踏まえ、トイレを玄関の近くに配置するほか、会議室等に引き戸を採用するなど、利用者に配慮し整備をいたしております。手すりについては、スロープや階段、トイレなどに設置しております。

次に、2点目の廊下部分にも手すりの設置をすることを標準モデルとするべきではないかということについてです。

公民館の整備に当たっては、先ほど申しましたとおり、山口県福祉のまちづくり条例等の関係法令に基づき、必要な箇所に手すりを設置してまいります。

なお、高齢者や障害者が来館された場合には、必要に応じ車椅子を御利用いただくなど、職員が気を配って対応しているところです。

以上でございます。

○久保委員長 御答弁ありがとうございました。それでは、どうぞ。

○田中（健）委員 今の御答弁を聞くと、今までどおり、手すりは、スロープだとか、それから階段だとか、そういうところにはつけないということですが。

向島公民館と小野公民館、両方の公民館に行って施設を見ると、向島公民館は、どちらかというと今までの公民館の造り方で造っているのに対して、小野公民館は、引き戸がたくさんあって、引き戸のところには、要するに戸ですから手すりがつけられないような形ではあるんですが。ただ、引き戸も開けるためには、要するに片手で戸を開けるということになると、片手で、本当は戸を開けるためのそこに手すりがあると、その場合の手すりはむしろ横よりも縦につける手すりになるかもしれませんが、そんなものも必要になると思いますので、出入口の辺りは、私の家に高齢者がいたときには、トイレの戸を開けるのに、やはり片手で持って体支えるような形でトイレの戸を開けると、そういうような形で手すりがやっぱりあると高齢者にはいいんです。

それと、この辺の問題は、ある意味じゃ、教育委員会の生涯学習課だけの課題ではなくて、全市的な、全庁的な私は課題だとも思いますので、改めて一般質問か何かで聞きたいと思えますけれども。

できれば、やはりこの3段階である設計標準というものをある程度考えてもらわないとちょっといかかなと。望ましい配慮は、利用者だとか市民からの要望でやっぱりそれをつけるとかつかないはあるけれども。設計標準という形で県の条例で示しているものは、やはり行政とすれば、ぜひともやるべきじゃないかということ、意見だけ申し上げておきます。

○久保委員長 御意見でよろしいですか。

○田中（健）委員 はい。

○久保委員長 一応、今回、付託案件以外の質問ですので、ほかの委員の方からも執行部に対

する、何か今の件に関して質問できますが、ほかの委員さん、何か。

○**藤本委員** 純粹な素人目線の質問なんですけど、今から新しく建つということは、そういったことを配慮できる環境にあるのではないかなと思うんですけど、やっぱり一つの手すりに対する予算をつけるというのもすごく難しいことなんでしょうか。

○**久保委員長** 御答弁お願いします。

○**足立生涯学習課長** こちらのほう、予算ということではなくて、必要な場所にはつけていくというような形になってこようかと思います。

また、廊下とかいうことになってくると、やはり車椅子で来られる方ももちろんおられますので、その辺も配慮したような形で考えていくようになってこようかと考えております。

○**久保委員長** よろしいですか。

○**藤本委員** はい。

○**久保委員長** ほかに、どうぞ。

○**河杉委員** 正直言うと、手すりがあるのは理想っちゃ理想なんですけど、ただ旧公民館等々は、もう皆、実は手狭で、廊下自体が狭いんです。そこに、今、本棚とか、それから宣伝の棚とか、それから下駄箱等々を設置してあって、そこに手すりをつければ、廊下には何も置けんようになるわけいね、実際。それじゃのうても古い建物、松崎公民館もそうなんですけど、古くて一部改修とかをしていますけれども、それ以外のところでも、やはり廊下等にはそういった配り物とか宣伝物とか、市広報の余り取り来てくださいますよとかいうチラシ等が並べちゃる台があるんです。それも全部撤去せんにゃいけないようになってくると、廊下自体が、じゃあそれどこ持っていくかという細かな問題もあってくるので。

やっぱり先ほど答弁があったように、必要な、ここはあったほうがいいよねというところについては設置するというような考え方でないと、それを標準として全部やりなさいということになってくると少し難しいのかなという。だから、ケース・バイ・ケースの、そのときの判断でいいのかなという気は少しはしています。

ただ、これから新たに建てていくんなら、廊下の幅員もきっちりとある程度を取られるだろうし、その辺のところでも可能になるのであれば。だから、今手狭じゃから、どうしても物とか配布物等について御自由にお取りくださいというのは、もう廊下に置かざるを得ないというのがあるので、その辺のところも配慮していかんにゃいけんかなという気はしています。

○**田中（健）委員** だから、私は今までのところをみんなしろという話ではなくて、これから造る分を標準モデルという意味で言っているの。むしろ、棚とかがあれば、棚が手すり代わりにはなるんです。

それで、向島公民館にちょっと見学させていただいて、確かに壁に掲示物を貼るようなあれ

があって、その下の高さがちょうど手すりぐらいのところに行くところもあるんです。だから、何から何までというわけにはいかないけれども、ある程度そういったものを標準的にこれからは考えて設計だとかしていくような形でむしろしていかなないと。

それで、これから建て替わるという中関だとか華浦だとか、そこに今から、市民からのぜひつけてほしいという緊急なものがあれば別ですけれども、そういうところにまで新たにつけることも、財政的なことから考えて、何年かうちに建て替えるという形であれば、そういうところにまで今から考える必要はないんだろうと思うんですけど。

これから新しく造るとこ、特に。そこは、様々な形のものを、引き戸であれば引き戸の戸を開けるところには一つ、そのときには横じゃなくて縦がいいのかもしれませんが、力が入るようにそういったものが必要じゃないかだとか。ちょっとその辺について、ぜひ今から検討できる部分があればしていただきたいというふうに思います。

○久保委員長 分かりました。今の河杉委員と田中健次委員のお話に対して、執行部何か御答弁ございますか。

○足立生涯学習課長 今、牟礼のほうになってまいりますが、バリアフリーの対象というような形で、年齢や障害の有無に関わらず、誰でも利用しやすい施設となるよう、今、整備をしております。

その際なんです、例えばになりますが、車椅子で利用が可能な形で通路幅の確保だとか、あと、またエレベーター、それとバリアフリースイレなど、そういった整備もしております。また、トイレ等についてはピクトサイン、そういった表示もやることを考えております。

以上でございます。

○久保委員長 ほかの委員さん、御質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で付託案件以外の質問を終了いたします。

執行部の皆様は御退席されて結構です。お疲れさまでした。

閉会中の継続調査について

○久保委員長 それでは、引き続き、委員の皆様には、閉会中の継続審査について御協議をお願いいたします。

前回までの調査項目は、健康福祉について、障害者福祉について、児童福祉について、介護保険事業について、学校教育について、生涯学習について、公民館についてでございましたが、いかがいたしましょうか。

また、ほかの調査事項等ございましたら、御提案いただけたらと思います。いかがでしょうか。

○田中（健）委員 部活動の地域移行についてを、ぜひ加えていただければと思います。特別委員会つくろうかという話で、そういう意見もあったぐらいですから、それはどうも特別委員会には今なりそうな雰囲気ではありませんから。

○久保委員長 ただいま、田中健次委員から部活動の地域移行について、閉会中の継続調査の事項として上げたかどうかという御提案がございましたが、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 では、御異議ないものと認めます。

それでは、ほかにはございませんか、調査事項としては。

それでは、健康福祉について、障害者福祉について、児童福祉について、介護保険事業について、学校教育について、生涯学習について、公民館について及び部活動の地域移行を委員会の調査事項として、閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出をいたします。

なお、委員会の開催日時については、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、Side Booksのほうで、委員会ホルダーの中に、市議会議員から選出の審議会等委員の選出について、御協議をいただきたいと思います。

Side Booksのほう、皆さん、御覧になっていただけるでしょうか。

教育民生委員会からは、委員長を充て職とする審議会等委員を除き、防府市財産処分審議会及び防府市民生委員推薦会の委員を、それぞれ1名、防府市青少年問題協議会の委員を2名、選出することになっておりますので、御協議をお願いしたいと思います。

防府市財産処分審議会に関しては、議長、副議長のどちらかを選出するということで、藤村委員がもう選出済みということですので、これに関しては、藤村委員以外で選出をお願いしたいと思います。

すみません、もう一つです。防府市民生委員の推薦会に関しては、女性議員を執行部は希望されているということを申し添えます。

それでは、防府市財産処分審議会に関して、どなたか、自薦でも結構ですが、やっていただける方おられますでしょうか。

○田中（健）委員 さっきの前段の話で、私やってもいいです。

○久保委員長 ありがとうございます。ただいま、田中健次委員のほうから防府市財産処分審

議会のほうの委員になっていただけるということで御提案がありましたけど、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ありがとうございます。それでは、防府市財産処分審議会の委員には、田中健次委員、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、防府市民生委員推薦会の委員を、先ほど申しましたが、女性委員の中1名お願いしたいんです、どなたか。藤村委員の推薦で、原田さん。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 それでは、防府市民生委員推薦会の委員は、原田委員ということで、よろしくお願いいたします。

最後でございます。防府市青少年問題協議会、これは2名ということになっております。どなたか、やってもいいですという方、おられますか。（発言する者あり）河杉さん、分かりました。今、河杉委員と藤本委員のほうから防府市青少年問題協議会の委員として御希望がございましたが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ありがとうございます。それでは、防府市青少年問題協議会に関しては、河杉委員と藤本委員にやっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。御協力どうもありがとうございます。

それでは、改めて、防府市財産処分審議会委員には田中健次委員、防府市民生委員推薦会委員には原田委員、防府市青少年問題協議会委員には河杉委員と藤本委員、それぞれ選出することといたしました。ありがとうございます。

以上をもちまして、教育民生委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時23分 閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年12月20日

防府市議会教育民生委員会委員長 久 保 潤 爾